

## 年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当  
☎ 76-2151 内線 222、223

### 国民年金保険料の後納制度について

国民年金保険料を納め忘れたまま納期限より2年を超えると、保険料を納めることができなくなりましたが、平成30年9月30日までの間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が5年に延長となり、時効で納付できなかった期間の保険料を納付することが可能な「後納制度」を利用することができます。

将来の年金額を増やすことや、納付した期間が不足したことにより、年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

※60歳以上で、老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度を利用できません。

後納保険料を納付するためには、事前に北見年金事務所に申し込みいただき、審査を行う必要があります。

#### 《問い合わせ先》

国民年金保険料専用ダイヤル  
☎0570-011-050  
北見年金事務所  
☎0157-25-9635

安全・有利・手軽な  
国の退職金制度を活用しませんか。

**中退共済** CHU小企業退職金共済制度

詳しくはホームページをご覧ください。  
申請書 検索

国の制度だから安心  
掛金は全額非課税  
掛金の一部が返戻します。  
手数料もかかりません。  
社外積立で管理も簡単  
退職金はいつでも引き出せます。

(株)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

## 消費者力を身につけよう！

一般社団法人日本消費者協会では、消費生活に関する正しい知識を深めることを目的に、年に1回11月上旬に自身の消費者レベルを確認できる「消費者力検定」を行っています。基礎コースと応用コースがあり、得点によって1級から5級に認定されます。

食の安全問題や悪質商法など様々な消費者トラブルが増えています。衣食住等の身近な暮らしの基礎知識を学び、トラブルに巻き込まれないくらし上手になるため、「消費者力検定」を受験し消費者力を高め、快適な暮らしを身につけませんか。

「消費者力検定」に向けて、消費者力検定公式参考書が発行されています。参考書ご希望の方、受験のお問い合わせは下記までご連絡ください。

#### 【公式参考書】

- 「消費者力をつけるーやさしく学べる消費生活ー」  
定価2160円(税込み)
  - 「消費者力検定ワークブック2016」  
定価756円(税込み)
- 問い合わせ先 商工観光グループ ☎76-2151(内線258)

### 小規模事業者若者雇用促進助成事業のお知らせ

町内において若年者の正規雇用に積極的に取り組む小規模事業者を支援します。

#### 【対象事業者】

- ▽町内に事業所又は事務所を有するところ。
- ▽正規雇用100人以下の事業所であること(本社、支社等全体で)。
- ▽雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業者であること。
- ▽中小企業基本法に規定する中小企業者であること。
- ▽町税を滞納していないこと。
- ▽申請年度及びその前年度において、正規雇用職員を事業者の都合で解雇したことがないこと。ただし、正規雇用職員の責によるものを除く。

#### 【助成金の額等】

- ▽正規雇用された日の属する月において町内に住所を有し、引き続き町内に住所を有しようとする者
- ▽事業主(経営主体)の3親等以内の親族でない者
- ▽過去において同一の事業所に正規雇用で雇入れられていない者
- ▽対象若年者1名につき月額2万円
- ▽3年限度▽1事業者あたり3名まで
- ▽手続き等
- ▽交付要件に該当した日から2か月以内に所定の用紙で申請すること(初年度前期は公布の日から2か月以内とし、平成28年4月1日から適用します)。
- ▽各年度半期毎に助成金を交付します。

#### 【実施期間】

平成28年4月1日～平成32年3月31日

#### ■説明会を開催します！

起業等振興促進事業及び特産品販路拡大支援事業と併せて説明会を開催します。

日時 7月11日(月)午後4時から

場所 林業研修会館2階集会所

問い合わせ先 産業振興課商工観光グループ(2階3番窓口)  
☎76-2151(内)256・310

※特に申し込み等が必要ありませんので、当日、会場にお越しください(出席できない場合は、個別にお問い合わせください)。

## 平成28年度 自衛官等募集案内

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(1次)
航空学生(海・空)	高卒(見込含)21歳未満	7/1(金)～9/8(木)	9/22(木・祝)
一般曹候補生	18歳以上27歳未満	7/1(金)～9/8(木)	9/16(金)・17(土)
自衛官候補生		年間を通じて行っています。	9/24(土)・25(日)28(水)・29(木)
防衛大学校学生	高卒(見込含)21歳未満	前期:9/5～30 後期:1/20～29	前期:11/5(土)・6(日) 後期:2/18(土)
防衛医科大学校医学科学生		9/5(月)～9/30(金)	10/29(土)・30(日)
防衛医科大学校看護学科学生			10/15(土)
高等工科大学校生徒	中卒(見込含)17歳未満	11/1(火)～29年1/6(金)	29年1/21(土)

問い合わせ先 自衛隊北見地域事務所 ☎0157-23-6826  
募集コールセンター(受付時間 12時～20時)  
フリーダイヤル ☎0120-063-792  
ナビダイヤル ☎0570-045-818(携帯電話)

## 火災から大切な命を守るために 住宅用火災警報器を設置しましょう

5月9日から5月20日にかけて津別町内の一部地域、計769戸を訪問し、住宅用火災警報器の設置調査を実施しました。

その結果、設置済みの住宅が88.4%、さらに取り付け場所、必要個数など適切に設置していた住宅が80.4%でした。ご協力ありがとうございました。



住宅用火災警報器の普及により逃げ遅れによる死亡者数が減少しています。まだ未設置のご家庭には、住宅用火災警報器の設置をお願いします。

消防で住宅用火災警報器や消火器を販売することはありません。悪徳業者には十分注意して下さい。



問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189

## 介護保険制度のお知らせ

### 《介護保険施設の居住費及び食費の減額申請》

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所、またはショートステイを利用されている方の居住費、食費負担額の減額認定期間が7月31日で満了することに伴い、8月1日からの減額認定の更新手続き及び新規の申請を受け付けています。

これは、本来、自己負担となる介護保険施設での居住費と食費(ショートステイを含む)について、町民税非課税世帯の方を対象に負担の軽減を図るものです。

※減額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができませんのでご注意ください。



### 《平成28年8月から負担軽減の基準が変わります》

平成27年8月に本人及び同一世帯の前年所得に加え、配偶者所得と預貯金等について勘案し、添付書類として預貯金通帳等の写しが必要としたところですが、8月からはこれに加え公的年金等の収入金額と年金所得以外の合計所得金額に①「非課税年金(遺族年金・障害年金 収入)」、②「長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額の控

除」も勘案されます。これに伴い、申請時に自己申告していたが、町のシステムで確認させていただくこととなります。不正受給した際は、加算金が課される場合があります。

### 《介護保険負担割合証を送付します》

要支援・要介護認定を受けている方、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方に介護サービスを利用する際の負担割合を記載した介護保険負担割合証を送付します。これは、介護サービスの利用者負担額について、これまで所得にかかわらず一律にサービスの1割を負担いただいていたものが、平成27年8月より65歳以上の方のうち一定以上の所得のある方にはサービスの2割を負担いただいています。

現在お送りしている負担割合証の利用適用期間が7月31日で満了することから8月1日からの負担割合証を送付しますので、介護サービスを利用の際に今回お送りする介護保険負担割合証と介護保険被保険者証と一緒に、ケアマネージャーとサービス提供事業所に提示してください。

※現在お持ちの介護保険負担割合証については8月以降各自で破棄してください。

#### 問い合わせ先

保健福祉課 介護保険担当⑫番窓口  
☎76-2151(内線230)